

意見書案第 号

「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改定を求める意見書

冤罪は、罪なき者に罪を着せ、人生を狂わせ、命まで奪ってしまいかねない国家による最大の人権侵害の1つであり、人道上も、全ての人が幸福を追求する権利を保障した憲法上も、決してあってはならない。

これまで多くの冤罪事件では、「見込み捜査」や「別件逮捕」、長期の拘留による「自白」の強要が行われ、その「自白調書」が証拠とされてきた。免田、財田川、松山、島田の死刑再審事件で無罪判決が相次いだ。今もなお、いったん有罪判決が確定してしまうと、再審請求をして無罪判決を獲得するまでに30年、40年と長年月を要し、遺族が引き継いだ死後再審の場合すらある。

本年3月に大津地裁で再審無罪判決となった湖東記念病院人工呼吸器事件では、24歳で事件に巻き込まれた西山美香さんは、13年の拘束を経て、今40歳になっている。検察の証拠開示がもっと早く行われ、再審決定への不服申立てがなければもっと早く救済されていたことは、他の多くの冤罪事件でも明白であり、事件の当事者や家族が改善を訴えている。しかしながら、現行の刑事訴訟法には、どのような場合に救済されるのか、具体的な手続規定がない。再審による救済は、裁判官の「良識ある判断」に委ねられており、市民常識から乖離した不公正な判断も後を絶たない。

については、国におかれては、こうした問題点を改善するため、次の事項について実行するよう求める。

- 1 「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」を改定すること。
- 2 再審に際し、捜査で集めた検察官の手持ち証拠の全面開示をさせること。
- 3 再審開始決定に対する検察の不服申立てを禁止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	山 東 昭 子 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
総務大臣	高 市 早 苗 殿
法務大臣	森 　　ま さ こ 殿
内閣官房長官	菅 　　義 偉 殿
国家公安委員会委員長	武 田 良 太 殿

京都府議会議長 田 中 英 夫

意見書案第 号

河井前法務大臣夫妻の公選法違反事件の徹底解明と政府の説明を求める意見書

6月18日、河井克行前法相・衆院議員と妻の案里参院議員が、昨年7月の参院広島選挙区での公職選挙法違反（買収）容疑で、東京地検特捜部に逮捕された。法務行政をつかさどる法相経験者が、買収で刑事責任を追及されるのみならず、現職国会議員が夫妻そろって票をカネで買った疑いで逮捕されたのも例がなく、前代未聞である。

重大なのは、克行氏を側近ポストに起用し続けるとともに、案里氏を選挙に担ぎ出し、大々的に肩入れをした首相の責任である。2人の逮捕容疑は、参院選に初出馬した案里氏の当選のため、広島県議などの地方議員、首長、後援会関係者らに総額約2,570万円の現金を手渡し、票の取りまとめを依頼したというものである。

案里氏の選挙を取り仕切ったのは、事実上克行氏とされているにもかかわらず、克行氏も案里氏も、疑惑についていまだに国民に説明しようとしていない。車上運動員の報酬をめぐる公選法違反事件では、案里氏の公設秘書らが起訴され、有罪判決が出された。

また、徹底究明が必要なのは、買収資金の原資である。選挙の際、河井夫妻の選挙区支部には、自民党本部から合計1億5,000万円もの資金が振り込まれたことが明らかになっている。同党本部の収入の多くは、税金である政党助成金でまかなわれており、それが買収のカネに回っていたとすれば言語道断であり、首相と自民党本部の説明責任は免れない。首相は、衆参予算委員会の集中審議などで国民に説明責任を果たすべきである。

については、国におかれては、河井前法務大臣夫妻の公選法違反事件について徹底解明し、政府の説明責任を果たすよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	山 東 昭 子 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
総務大臣	高 市 早 苗 殿
法務大臣	森 まさこ 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議長 田 中 英 夫

意見書案第 号

消費税の減税を求める意見書

消費税10%への増税で消費が大きく落ち込んでいたところに、新型コロナウイルス感染症が追い打ちをかけ、日本経済はかつてない深刻な事態になっている。

総務省が発表した4月の家計調査によると、2人以上世帯の消費支出は1世帯当たり26万7,922円と、物価変動の影響を除いた実質で前年同月比11.1%減少した。消費税が10%に増税された昨年10月以来7か月連続の減少で、前年同月比の比較が可能な2001年以降、過去最大の減少率となった。京都府内でも、京都府中小企業団体中央会の4月調査では、景気動向を示すDI値がマイナス92.9となっており、京都商工会議所の5月26日の会頭記者会見では、「かつて経験したことのないような危機に見舞われている」と述べられている。こうした消費の落ち込みによって、飲食店や土産物店、民宿、老舗の旅館などが軒並み休業に追い込まれ、事業の継続が危ぶまれる事態も起こっている。

また、今回のコロナ禍では、とりわけ経済的・社会的に弱い立場に置かれている人々に大きな犠牲が強いられ、格差と貧困を広げている。そもそも、消費税は、所得の少ない人ほど負担が重くのしかかる、最悪の不公平税制である。食料をはじめ生活必需品はどんな時期にも購入するのだから、消費税減税分は全て消費に回り、所得の少ない人ほど手厚くなる重要な生活支援策となり、格差の是正にもつながる。

4月及び5月の月例経済報告は、「景気は急速に悪化している」と、リーマンショック時以来11年ぶりに「悪化」と表現した。政府は、消費税率を引き上げる際に、「リーマンショック級の出来事がない限り、予定どおり引上げを行う」と言って増税を強行したが、今まさに、リーマンショック以上の事態が起こっている。

ついては、国におかれては、直ちに、消費税の減税に踏み出すべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	山 東 昭 子 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
総務大臣	高 市 早 苗 殿
経済産業大臣	梶 山 弘 志 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿
内閣府特命担当大臣 (経済財政担当)	西 村 康 稔 殿

京都府議会議長 田 中 英 夫

意見書案第 号

国民のいのちと健康を守るために医療機関や介護施設・事業所に大規模な財政支援を  
求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大の下で、国民のいのちと健康を守るために、医療・介護労働者は、昼夜分かたず奮闘されている。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、自らの感染リスクの恐怖ともたたかいながら対応しているのは、重症者を受け入れている医療機関だけではなく、地域医療や介護を支えている全ての病院、診療所、歯科医院、介護事業所、保険薬局等も同様である。

しかし今、新型コロナウイルス感染症の収束の目途が立たない中で、医療機関では入院・外来の双方での大幅な患者減、感染対応に係る支出増加に直面している。介護施設・事業所においても利用者の減少が激しく、多くの医療機関、介護施設・事業所で経営が悪化している。それにより、医療・介護労働者の定期昇給停止や、夏季一時金削減などの事態が起こっている。

国民のいのちと健康を守り、安心した暮らしを保障するためには、こうした状況の解決が急がれる。今後、感染拡大の第2波・第3波に備えて、地域で医療・介護を支える医療機関、介護施設・事業所の経営危機を回避し、「医療・介護崩壊」をくい止めるためには、国の責任による、迅速かつ的確で、大規模な経済対策が必要である。

ついては、国におかれては、国民のいのちと健康を守る医療機関、介護施設・事業所の経営を守るため、前年同月の収入を補償するなど、大規模な財政支援を実施されるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	山 東 昭 子 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
総務大臣	高 市 早 苗 殿
厚生労働大臣	加 藤 勝 信 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議長 田 中 英 夫

意見書案第 号

新型コロナ禍に伴う学生への支援の継続と強化を求める意見書

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、多くの学生がアルバイト収入の減少や親の家計急変などに直面し、「4人に1人の学生が休学・退学を検討」という調査結果もあるなど、学生生活の危機は深刻である。

ところが、政府による学生支援緊急給付金の対象はわずか43万人と、全学生の1割程度にしかならず、大学関係者や学生から「要件が厳しすぎる。申請前にあきらめてしまった学生も少なくない」などの声が寄せられている。

背景には、アルバイト収入なしには学生生活が成り立たないような異常な高学費問題があり、野党共同提出の学生支援法案にあるように、全学生を対象にした授業料半額免除など支援の更なる拡充が必要である。

就職活動でも新規採用削減などの動きが広がる中、雇用の確保と安定への対策が求められる。

については、国におかれては、これからの日本と京都を担う若者がコロナ禍により未来が閉ざされることがないように、次の事項について、学生への継続的・抜本的な支援を強化するよう求めるものである。

- 1 学生への給付金について、生活に困窮する全ての学生が継続的に給付を受けられるよう、要件緩和と制度改正、予算拡充を行うこと。
- 2 全ての学生を対象にした授業料半額免除などの措置を実施すること。高等教育の就学支援新制度の要件緩和で対象学生を拡大し、給付型奨学金の対象と予算を抜本的に拡充すること。
- 3 住居確保給付金の活用とともに、学生への家賃補助制度を創設すること。
- 4 就職氷河期の再現を許さない立場で、各企業に新規採用枠を維持するよう求めること。中小企業などが若い人材を確保できるよう特別の助成金制度を創設すること。「雇い止め」「内定取消し」などを起こさないための指導や、学生アルバイトにも雇用調整助成金を活用するなどして休業手当を支払うよう指導を徹底すること。
- 5 学校再開に向け、教育・研究活動への支援をさらに拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	山 東 昭 子 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
総務大臣	高 市 早 苗 殿
文部科学大臣	萩生田 光 一 殿
厚生労働大臣	加 藤 勝 信 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議員 田 中 英 夫

意見書案第 号

少人数学級の実施など、子どもの豊かな学びと安全の保障を求める意見書

緊急事態宣言が解除され、6月1日から全国の学校が3か月振りに再開した。長期の休校による子どもの学習の遅れと格差の拡大、不安とストレスが増大している中、新型コロナウイルス感染から、子どもと教職員の健康といのちを守ることは、重要な課題である。

例年通りの授業を取り戻そうと、土曜授業、夏休みや学校行事の大幅削減、7時間授業などで授業をつめこむやり方では、子どもたちに新たなストレスをもたらし、子どもの成長をゆがめ、学力格差をさらに広げることにもなりかねない。

再開後の学校では、20人程度の授業とするため「分散登校」などが行われてきたが、6月15日以降はほとんどの学校で40人学級に戻って授業が行われている。教職員は、消毒やトイレ掃除などにも時間を取られ、大変な状況に置かれている。

40人学級では子どもの安全を守り、行き届いた教育を行うことができない現状にある。少人数学級は、子どもの悩みやトラブルに対応する上でも、子どもの発言の機会が増えるなど、学習を豊かにする上でも重要な教育条件であり、今こそ全ての小中学校・高校等において、少人数学級の実現が求められている。

ついては、国におかれては、次の事項について取り組まれることを強く求める。

- 1 緊急に20人程度授業が可能となるよう教員を配置するとともに、国の責任で小中学校・高校等の教員定数を増員し、全ての学年で少人数学級を一日も早く実施すること。
- 2 感染防止対策における教職員の負担を軽減するため、消毒作業等をサポートする人員を配置するなど、必要な支援を行うこと。
- 3 子どもの実態に応じた柔軟な教育活動のために、学校現場の創意工夫と自主性を保障する方向で、学習指導要領の弾力化に踏み出すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	山 東 昭 子 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
総務大臣	高 市 早 苗 殿
文部科学大臣	萩生田 光 一 殿
厚生労働大臣	加 藤 勝 信 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議長 田 中 英 夫

決議案第 号

舞鶴市パーム油発電所誘致・建設計画の中止の決断を求める決議

舞鶴市喜多地区にある府港湾用地における国内最大のパーム油発電所建設計画で、事業主体であるAmp株式会社が4月22日に事業からの撤退を発表した。これは、悪臭や騒音などが住民生活に重大な影響を与えるとして、地元住民から計画中止を求める署名1万筆が国に提出されるなど、強い反対運動が起こされたことを受けたものである。同計画における事業主体の撤退は3社目となり、計画は事実上破綻しているといわなければならない。前知事が、日立造船に対して建設を求める信書を送るなど積極的に推進し、こうした事態を招いた本府の責任は極めて重大である。

さらにパーム油による発電は、温室効果ガス削減に逆行するとして、世界では利用撤退が相次いでおり、昨年7月に世界的環境保護団体WWFジャパンから計画見直しを求める意見書が出されるなど、地球温暖化防止の面からも極めて問題がある。

よって、京都府におかれては、パーム油発電所を舞鶴市に誘致・建設する計画を断念するよう求める。

以上、決議する。

令和2年6月 日

京 都 府 議 会

決議案第 号

新型コロナ禍に伴う学生への支援の継続と強化を求める決議

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、多くの学生がアルバイト収入の減少や親の家計急変などに直面し、「4人に1人の学生が休学・退学を検討」という調査結果もあるなど、学生生活の危機は深刻である。

ところが、政府による学生支援緊急給付金は、対象が全学生の1割程度に限られ、大学関係者や学生から改善と拡充を求める声が寄せられている。

背景には、アルバイト収入なしには学生生活が成り立たないような異常な高学費問題があり、野党共同提出の学生支援法案にあるように、全学生を対象にした授業料半額免除など支援の更なる拡充が必要である。

就職活動でも新規採用削減などの動きが広がる中、雇用の確保と安定への対策が求められる。

とりわけ、大学等が集中する本府においては、約16万人が学生生活を送っており、学生は地域経済やその活性化、将来を支える担い手としてもかけがえのない存在である。

よって、京都府におかれては、学生がコロナ禍により未来が閉ざされることがないように、次の事項について継続的・抜本的な支援を強化するよう求めるものである。

- 1 学生への給付金について、生活に困窮する全ての学生が継続的に給付を受けられるよう、要件緩和と制度改正、予算拡充を国に求めること。本府として独自の給付金等を創設すること。
- 2 全学生を対象にした授業料半額免除の措置、就学支援新制度による授業料減免や給付型奨学金の対象拡大を国に求めること。本府として給付型奨学金の創設、奨学金返済への支援を拡充すること。
- 3 住居確保給付金の活用とともに、学生への家賃補助制度を創設すること。府営住宅の活用も含めて学生への支援を行うこと。
- 4 就職氷河期の再現を許さない立場で、各企業に新規採用枠を維持するよう求めるとともに、地元中小企業などが若い人材を確保できるよう特別の助成金制度を創設すること。就職活動の交通費補助を行うこと。来年度以降の府の正規職員採用枠を拡大すること。「雇い止め」「内定取消し」などが起こらないよう関係機関と連携を強め、学生アルバイトにも雇用調整助成金を活用するなどして休業手当を支払うよう各事業所に徹底を図ること。
- 5 学校再開に向け、学生のオンライン授業環境の確保や授業機器整備、感染防止対策など、学生とともに大学への支援をさらに拡充すること。
- 6 大学や関係機関と連携し、学生の実態調査を行うとともに、学生の身近なところに相談窓口を設置し、支援をワンストップで行う体制を早急に作ること。

以上、決議する。

令和2年6月 日

京 都 府 議 会



決議案第 号

コロナ禍の下、高校入試制度の改善を求める決議

新型コロナウイルスの拡大により、長期の学校休校を強いられた子どもたちは、成長・発達に深刻な影響を受けており、再開された学校においては、子どもたちのいのちと健康を守るとともに、豊かな学びと成長の権利保障を最優先にした対応が求められている。

とりわけ、高校受検を控えた中学3年生において、学習の遅れを取り戻すためとして夏季・冬季休暇等の極端な短縮や授業のスピードアップなど行えば、かえって生徒たちに負担と不安を与えることにもなりかねない。

学力保障も含め人格の完成を目指すという教育の目的に照らし、子どもたちの「いまの姿」からスタートした教育活動が今こそ必要となっている。

そうした中で、高校入試制度についても、現行制度のまま実施しようとするれば、様々な問題と矛盾が生じることになる。

例年、他府県よりも前倒しで実施される前期選抜により、数千人もの生徒が「不合格体験」にさらされ傷ついている。さらに中学3年生の授業時間の確保も困難な中で、いっそうの競争激化や格差の拡大も懸念される。

よって、京都府におかれては、公立高校入試について、中学校や生徒の実情に基づき、次の事項について早急に必要な改善を行うよう求めるものである。

- 1 中学校での授業時間や学習内容の実情を踏まえ、来年度の入学試験の出題範囲を限定すること。
- 2 来年度から前期選抜を実施しないこと。

以上、決議する。

令和2年6月 日

京 都 府 議 会